

自主防災組織の 活動経費等補助について

市では、自主防災組織活動の活性化を促進するため、活動に必要な経費の一部を補助します（由利本荘市自主防災組織活動促進事業補助金）。
防災意識の啓発、貴組織の活動の活性化にお役立てください。

◎ 補助金の対象となる経費、金額等

種別	補助対象経費	補助率	補助金の 上限額	補助金の 交付回数制限
(ア)	防災用の資機材の購入費	2分の1	4万円	1年度に1回
(イ)	防災訓練の実施に要する経費	全額	2万円	1年度に1回
(ウ)	防災に関する意識啓発用印刷物の作成配布に 要する経費	全額	2万円	1年度に1回
(エ)	市長が認定した自主防災組織連携支援事業に 要する経費	10分の9	10万円	1年度に1回
(オ)	個別計画策定済みの避難行動要支援者にお ける避難支援用資機材の購入費	4分の3	6万円	1年度に1回

注：補助金の額に100円未満の端数が生じるときは切り捨て

補助対象経費の参考例

- (ア) 本部運営用発電機、投光器、保存食、備蓄品収納棚、ヘルメット、リヤカー など
- (イ) 炊き出し食材費、ガス借り上げ代、講師謝礼 など
- (ウ) 防災パンフレット購入費用、防災マップ印刷代、紙代 など
- (エ) 地域防災ワークショップに要する費用 など
- (オ) (避難行動要支援者の避難支援用) 車椅子、ストレッチャー、担架 など

※補助金の交付には事前に申請が必要になります。

また、各メニューごとに必要書類が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問合せ先

○総務部危機管理課 24-6238 又は 総合支所市民サービス課

- 矢島総合支所市民サービス課 55-4951
- 由利総合支所市民サービス課 53-2112
- 東由利総合支所市民サービス課 69-2110
- 鳥海総合支所市民サービス課 57-2201
- 岩城総合支所市民サービス課 73-2011
- 大内総合支所市民サービス課 65-2211
- 西目総合支所市民サービス課 33-4610